

都城市子ども・子育て会議

第9回

平成26年12月22日

15:30～17:30

都城市役所4階秘書広報課前会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 経過報告
 - ①これまでの経緯
 - ②第8回都城市子ども・子育て会議概要
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
 - (3) 当面のスケジュール
- 4 事務連絡
- 6 閉会

都城市子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	黒川 <small>ヒサミ</small> 久美
施設運営管理者等	都城市社会福祉法人法人立保育園園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局	江田 かおり
	都城市児童クラブ連絡協議会	会長	小林 <small>ウチト</small> 内外
	社会福祉法人 光生会ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会代表者	五十市小学校校長	中吉 真理哉
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長 (有水小 PTA 副会長)	坂元 春香
行政機関	都城公共職業安定所	所長	児玉 太
	都城児童相談所	所長	大久保 公博
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	理事	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計	和田 三千夫
市民関係	NPO 法人さらだ	理事長	那須 史代
	公募市民		外山 明美
	公募市民		久場 美和

事務局

所属	職名	氏名
福祉部	部長	前原 修
保育課	課長	青木 眞州男
保育課	副課長	黒木 千晶
保育課	主幹	満安 真由美
保育課	副主幹	飯盛 香奈子
保育課	副主幹	清水 かな子
保育課	主査	大中原 和己

1 経過報告

(1) これまでの経緯

① 第1回子ども・子育て会議

ア 日程：8月2日

イ 議事：市長挨拶・選任通知書の交付・委員紹介・役員選出・審議

審議内容：子ども・子育て支援新制度について・子ども・子育て会議について（目的・構成・進め方）・子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について・今後のスケジュール

② 第2回子ども・子育て会議

ア 日程：9月30日

イ 審議内容：第1回都城市子ども・子育て会議概要及び経過報告、子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について（調査票の確認）、子ども・子育て支援環境に関する現状報告、今後のスケジュール

③ ニーズ把握のためのアンケート調査実施

ア 時期 10月～12月

イ 回収率 合計 2,347/4,000 58.7%

④ 第3回子ども・子育て会議

ア 日程：1月28日

イ 審議内容：子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の速報値について、関係団体等へのヒアリングについて、今後のスケジュール

⑤ 第4回子ども・子育て会議

ア 日程：3月27日

イ 審議内容：関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について（速報値）、事業計画の策定方針について、今後のスケジュール

⑥ 第5回子ども・子育て会議

ア 日程：5月26日

イ 審議内容：ニーズ調査の結果報告、関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について、今後のスケジュール

⑦ 第6回子ども・子育て会議

ア 日程：8月7日

イ 審議内容子：子ども・子育て支援新制度に係る基準等の制定について、教育・保育提供区域について、教育・保育の需要量・供給量について、広域利用について、当面のスケジュール

⑧ 第7回子ども・子育て会議

ア 日程：9月26日

イ 審議内容子：子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の利用料

金について、当面のスケジュール

⑨第8回子ども・子育て会議

ア 日程：10月30日

イ 審議内容子：子ども・子育て支援事業計画（素案）について、新制度の利用にかかる保育料について、教育・保育施設の支給認定と利用調整について、当面のスケジュール

⑩子ども・子育て支援法に基づく教育・保育需要量について

ア 需要量について県との法定協議（3月17日）

イ 教育・保育施設の新制度への移行調査（6月～7月）

ウ 子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需給状況の法定協議（8月6日）

エ 計画に定める量の見込みの国への提出（9月）

⑪子ども・子育て支援事業計画分野別分科会

ア 日程：8月22～28日

イ 内容：①婚活・雇用関係②母子保健③小・中学生の支援④障害児への支援等支援が必要な子どもや家庭への支援⑤その他子育て支援

⑫子ども・子育て支援新制度利用者説明会

ア 日程：11月10～21日

イ 内容：地区毎に幼稚園、保育所、認定こども園の利用説明会

(3) 第8回子ども・子育て会議概要

①日 時 平成26年10月22日（月） 10時30分～12時30分

②会 場 都城市役所3階第2会議室

③審議内容 子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の利用料金について、当面のスケジュール

④ 出席者 委員15名中4名欠席（藤田委員、那須委員、永田委員、児玉委員）

⑤ 主な質疑・意見

【子ども・子育て支援事業計画について】

<計画素案>

・放課後子ども教室の現在の状況が詳しく載っていない。

➢児童館も合わせて子育て環境のところに記載したい。

・幼稚園と保育所の説明のスタンスが全然違うので、統一させてほしい。

➢認定こども園も合わせて見出しをそろえたい。

<次世代育成支援目標量実施状況>

保育5サービスに事業所内保育が入っていないとのことである。その他保育施設に認可外も入ると思うが、これらのデータをどう把握していてどう位置づけるのかとか、認可外が地域型に入る可能性があると思うが、どう考えているのか。

➤需要と供給の関係で認可外から認定こども園に移行しようとしているところが2園ある。ニーズ量に対して供給をどう確保していくかということを計画に書くことになる。計画の76ページにニーズ量を載せている。これに対して供給をどうしていくかを載せることになる。認可外に通っている人の人数は供給に入れられないので、足りないということになる。認可外から認可に移行しようとするところは支援していきたいが、施設的に認可できないところもある。認可外に通っているお子さんが現実にいるので、子どもの平等性を考えると課題があるものと考えている。
＜次世代育成支援行動計画の実施状況及び今後の方向性＞

・評価を見直したという事だが、これでよいということか。

⇒もう1回課題がある事業は個別に協議したい。ひょっとしたらAが少なくなるのではないかと思う。Aは全く課題がないものなので、課題を生かすのが次の計画であると考えている。

＜基本理念及び基本方針＞

・案2の方がいいのではないかとは思いますが、子育てがしっくりこないの、すくすく育ちではどうか。

・基本理念について県の事業で地域ぐるみの子育て、親育ち事業というのをやっている。都城市は祝吉地区の社協連でやれる範囲でやりましょうということをやっている。夏休み中全期間ラジオ体操をやったり、早寝早起き朝ごはん、地域とのふれあい活動等をやっている。子どもを育てなければならないが、同時に親も育っていないといけない。いきいき子育てという事は親も育っていくという事だと思う。地域が支えるという事も大事だと思う。案でいけば②が都城の実情に合っているのではないか。

・基本方針の2の中で、父母やその他の保護者ではなく、親・保護者の方がすっきりする。しかしではなく、親・保護者が責任を果たすために・・・とした方が良いのでは。子どもの権利条約の精神もそうなっている。あなたたちが自己責任ですよというものではない。責任を果たすために社会的な支援が必要。というようなことが読み取れるような文章にしてほしい。もう少し工夫が必要。3の切れ目ない支援でライフステージ毎にというのは良いと思うが、ステージ間の谷間を作らないという事が必要。就学前と小学生が連携できるシステムを作らないといけない。ステージ毎の重要性とステージ間の移行の問題を意識すべき。

・基本理念や基本方針に都城市はと明確に示されているのは心強い。子育ては少し引っかかると思うが、子育て、子育てというのはごろ合わせを考えるとどうなのかと悩んでいた。親育ちというところで、地域と関わっていききたいと思っている保護者さんと地域の目線が怖いと感じる時がある。地域の方から暖かく手を差し伸べて頂く経験があつてこそ、挨拶もできるとおもうので、地域で支え合うというのはいいと思う。

・都城市民が市民憲章ではないけど、しょっちゅう表現できるような文言が良いと思う。

➤ご意見を参考に検討する。

＜都城市子ども・子育て支援事業計画体系（案）＞

・学校の支援員については特別教育推進事業に入っているのか。小学校に上がるときに支援員がつくのかどうかという事はどこをみればわかるのか。

➤特別支援教育推進事業の中で支援員の派遣を行っている。学校なり保護者の方から支援員が必要との要望があった場合に予算の関係で御希望通りにつくわけではないという状況は聞いている。それに対してどうするのかは難しいが、充実に努めるということしかない。具体的な施策は載せていない状況である。

・最後のページに思春期保健対策の充実に児童館の記載がある。小学生の4③思春期保健対策の中には児童館がない。切れ目なくやっていかないと、小学生は赤ちゃんたちをすごく大事に遊んだりするので、出来れば小学生、中学生に繋げるべきなので、小学生の方にも入れてほしい。また、児童館は色々な活動を行っているので、できれば資料4の(2)②や5(1)②に児童館・児童センターを入れてほしい。

➤記載する。

【新制度の利用にかかる保育料について】

・これまで所得税でされていたのが市民税になるということで、所得税よりも市民税が高いので利用料金が上がる人が多いのではないか。

➤現在通っていらっしゃる方を分析したところ、料金が上がる方が1200円世帯くらいいる。下がる世帯も同じくらいいるので、皆さんが全員上がるというわけではないが、上がる方がいるのも事実である。

・統計的に幼稚園に入っている方は、専業主婦が多いので、所得が低いですが、保育園は共働きが多いので、負担が多いということではないか。

・トータルでは変わらないとのことだがそれぞれの家庭では色々いるということで、ひどく上がる人は考慮すべきではないか。

➤宮崎市では、今の4月時点で下がる世帯を免除するという形で補てんするという事を聞いている。事務的にも大変になるので、都城ではどうするのかということの検討が必要。

・子どもが公立幼稚園に通っていた。保育料が安いのが魅力で徐々に上がっていくのではないかとされていた。保護者の事を考えると徐々に上げる方がよいのでは。

➤経過措置というやり方もあるが、高城の場合、5歳時だけなので、経過措置をするというのも難しい。所管が教育委員会なので、早急につめて1月の募集に間に合わせたい。

・保育時間の8時間と11時間の料金の差は出していないのか。

➤料金表に示していないが、標準時間認定の金額のマイナス1.7%の金額が国が示しているので、そのように設定したい。

・保育料の事だが、新しく子ども・子育て支援新制度が始まるということで、新しい制度になって良くなると思ったのに保育料が上がったとか、消費税が上がって家

計が厳しくなるのに、さらに保育料が上がると負担感が大きくなるのではないかと感じている。

➤保育料については国の基準を下げた分だけ自治体の負担が増える。現時点でも三股、曾於の方が安い。この制度は消費税が10%になることを前提に設定しているので、あがらなければ事業が出来なくなったり、自治体の負担が増える事も懸念される。県内の自治体の状況を聞くと、これまでやってきた流れを横滑りするのが原則。9月から8月までという設定になるので、4月に上がらないようにする措置をするのは現時点では宮崎市だけと聞いている。消費税が上がることを加味して安くするという事は聞いていない。現行をベースに激変緩和をしたが、1人1人をみれば高くなる人もいる。住民税の控除が違ったり、税率が違ったり。これまでは、年少扶養控除があるものとみなして計算しているが、市民税はないので、子どもさんが多い方がギャップが大きくなるということもある。料金を決めたらある程度はこの料金で行くという事になる。

・認定こども園になる施設で幼保連携型等の型はわかっているか。

➤意向の希望は聞いているが、申請を行っていないので、表記はしていない。

・幼稚園の立場でいわせていただければ、利用料金が大きな要素であると思う。新制度について親御さん自体は興味を示していないように感じる。新制度になると高いから私学助成に移られる方もいると思うし、入園料とる、とらないとか、認定こども園と私学助成に二分されている。認定こども園にとって料金が出たというのはありがたいのではないかと。市がご苦労されているのは重々分かっている。

(久場委員) 2人目、3人目の料金はどうなるのか。

➤2号・3号の場合は0歳から小学校就学前まで、1号は3歳から小学校3年生までの6年間で2人目は半額、3人目は無料となる。

【教育・保育施設の支給認定と利用調整について】

・基本指数の中にその他市長が認めるものは入れられないか。障がいのあるお子さんも必要があれば入れると思う。

➤その他を追加する。指数については検討したい。

・マイナスについて、子どもの福祉を考えた場合に切られた場合はどうなるの？市町村に保育の責任はあるのではないかと。

➤現時点では都城市は収納率が良くて高い滞納のある方はいらっしやらない。アベノミクスの影響はなかなかでていなくて、2~3か月の滞納がほとんどで、納税相談に応じられる方がほとんどである。公立の場合には誓約を守れなかったら退所という項目があるが、実行はしていない。保育実施義務と滞納を結びつけることはできないが、優先度の部分になるので、公平性を担保する意味で、払うものは払ってほしいというスタンスを示す必要があるのかなと思って表記することにした。現在入っているお子さんは認定はするが、新規で利用調整をされる方に適用するものな

ので、クリアできるものがあればクリアしていただく。はっきりしたものがあれば、障がいのある方は加点する。点数制になれば、担当者で感覚が違うというのはなくなるので、公平になる。システムにも入るので、一回はいれば同じデータを使える。

・妊娠・出産で5カ月というのがあるが、出産で仕事をやめたあと仕事を探せなくて保育園をやめなければならないというのはどうにかならないでしょうか。

➤求職活動というのが6番にあるので、妊娠・出産の5カ月が終わってから求職活動で3カ月あるので、産後5カ月はある。

・産後5カ月の間に一生懸命探しても見つけれなかったりする。

➤今のご意見は今も保育園関係者からもある。子育て支援の観点では1年くらいは子どもを見れるようにすべきという意見もある。産後については期間を延ばせないかという意見もある。国の期間や県内の状況をみると求職期間の3か月は長い方である。条例ではないのでその時々でも違う。仕事はありそうでない、選ばなければある、という状況で、求職期間を定めるにあたって、統計をとったところ、平均1か月半で仕事が見つかった。市内中心部に保育が必要だけど入れないという実態がある。求職活動をされる場合には一時保育を利用してくださいということを言っている。認定こども園の場合、3歳以上の場合には2号から1号に変わるという方法がある。あとは、一時保育を利用していただくという方法もある。

2. 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

【事前送付資料】

【当日配布資料】

3. 当面のスケジュール

1月9日～2月9日 ・子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント

2月 ・第10回子ども・子育て会議

(子ども・子育て支援事業計画最終確定・平成27年度利用定員確定)

3月 ・子ども・子育て支援事業計画策定、県報告